# 社会保険適用拡大/育児休業関連制度無料相談会

令和4年10月<sub>から</sub> パート・アルバイト<sub>の方への</sub> 社会保険適用範囲が拡大<sub>されます</sub>



#### 範囲はどこまで拡大されるの?

社会保険加入対象は週に30時間以上働く方です。 10月からは**従業員数100人超え**の会社では**週20時間 以上**働く方も社会保険に加入する必要があります。

### 加入するとどんな問題が起きるの?

- 1 社会保険料が控除されるため給与の手取りが減少する ⇒給与の約15%が社会保険料として控除されます。
- 2 配偶者の扶養から外れる⇒ 配偶者手当が支給されなくなる可能性があります。自身の社会保険料控除と相まって世帯収入が減少します。
- 3 社会保険料の会社負担が増加する ⇒月の給与10万円のパート社員が社会保険に加入すると、年間約18万円も会計負担が増加する。



社会保険労務士法人:行政書士

### 庄司茂事務所

神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル7F TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田4丁目36番地 マサミビル3F TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040

## 育児休業関連制度

#### 令和4年4月~

- ・個別の周知・意向 確認義務
- 雇用環境整備
- 有期雇用労働者の 育児介護休業取得 要件の緩和

### 令和4年10月~

- ・産後パパ育休開始 ⇒子の出生後8週 間以内に最大4週 間、育休とは別に 休業可能
- ・ 育休の取得分割

### 令和5年4月~

- ・育休取得状況の公 表義務
- ※従業員数1000人超 の会社が対象

育児・介護休業法が4月に改正され10月以降も改正が続きます。社内の規定が最新の法改正に対応しているか不安な方はぜひご相談ください。

### 無料個別相談会申込用紙(FAX 0120-38-3399)

会場	□ 庄司茂事務所 (神戸) 神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル7F □ 庄司茂事務所 (姫路) 姫路市安田4-36 マサミビル3F				
	□ オンライン相談希望(PCをご用意ください。ソフトは不要です)				
希望日	□ 8/23 (火) □ 8/25 (木) <u>(希望時間につきましては、2つ以上<mark></mark>お願いします。)</u>				
時間	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$				
相談内容	□ 社会保険適用拡大 ( □ 育児休業関連制度 (				)
会社名			業種	従業員数	
会社情報	所在地:				
	TEL:	FAX:			
ご参加者	①御役職・御芳名		メール		
	②御役職・御芳名		メール		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				

- ・お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお送りします。
  - ※FAX以外をご希望の場合、右記よりご希望方法をお選びください。(□TEL希望 □メール希望 )
- ・もし受付票が届かない場合は、お手数ですが弊事務所までご連絡お願いします。(TEL:0120-66-8050)